

滑川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
滑川町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 ……………3
2. 目標……………4
3. 計画の期間……………4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容……………4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて……………8

1 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号、以下「特別措置法」という。)が 2025 年 6 月に一部改正され、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表されることが義務付けされた。そこで、滑川町の教育職員が、ワークライフバランスを確立し、いきいきとこどもに向き合うことができる環境づくりを目指すとともに、一人一人が町の教育を支え、町のこどもたちが「豊かな学び」を積み上げ、「成熟した大人」に育てていく教育を実現するため、特別措置法第8条第4条の規定に基づき、「滑川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「本計画」という。)」を策定することとする。

(2)滑川町の現状

滑川町では、令和2年4月に町立小・中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「滑川町立小・中学校における働き方改革基本方針」(以下「基本方針」という)を定め、その後、毎年度見直しを図りながら、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、滑川町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりとなった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合	年360時間を上回る割合
小学校	21.8%	55.1%
中学校	56.8%	75.7%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、小学校では21.8%、中学校では56.8%となり、時間外在校等時間が年360時間を超える割合は、小学校では56.8%、中学校では75.7%となっている。

教育職員の業務は、日常的な授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、経常的に業務負担が増加しており、学校現場の現状における課題の一つとなっている。この課題を解消するため、人的措置の拡充や部活動の地域連携・地域展開の推進などにより、教育職員の時間的余裕を創出し、教育の質の向上を図ることが必要である。

2 目標

本計画において、以下の2つの目標を設定し、その達成を目指す。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を、100%にする。
- ・1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を、30時間程度にする。

(2)ワークライフバランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を、15日以上にする【13.5日】
- ・ストレスチェックを実施し、高ストレス者や健康リスクを抱えている者を把握し、適切に対応する。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

滑川町では、4つの視点に基づいて、以下の内容に取り組んでいく。

<4つの視点>

- (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し等
- (2)教職員の「ワークライフバランス」の確立
- (3)教職員の心身の健康を意識した働き方の推進
- (4)保護者や地域の理解と連携の促進

<取り組む内容>

- (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しの推進

①学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・広報活動等を通して通学ボランティアの増員を図るとともに、保護者・地域住民による日常的な通学路の見守り活動を促す。

◆学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金の徴収・管理は、自動振替を活用していく。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校では対応が困難な事案については、外部機関と連携し解決を図る。

・教育委員会等行政機関の責任において、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することで、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

・校務支援システムや保護者連絡システム等を活用し、町から学校に発出される調査の回答に係る事務の負担を軽減する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理

・管理業務の外部委託を推進していくほか、施設の地域開放等についてはシステムの導入を検討する。

◆部活動

・令和10年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現する。また、平日の部活動については、活動時間の適正化を図る。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

・学習評価や成績処理、採点作業等を補助するため、スクール・サポート・スタッフ(S SS)を配置し、負担軽減を進める。

・校務支援システムや自動採点システム等を活用することによって、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・学校以外にも、学校教育担当(指導主事)、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、さわやか相談員など相談の窓口を複数準備し、各々連携を図りながら適切な支援を展開する。

・福祉課が運営している第三の居場所「ぱれっと」の積極的な利用など、支援の拡充を図る。

・日本語指導の必要な外国人児童生徒等の学校生活を支援するため、日本語指導教室を設定し、語学指導や学習支援を行っていく。

④その他

◆埼玉県業務改善スタンダードの周知・活用と各学校における取組の推進

・各学校の管理職に対して「埼玉県業務改善スタンダード」を広く周知するとともに、

- 学校の実情に応じて活用するよう働きかける。
- ・各学校で行われている業前活動(部活動の朝練習を含む)については、始業前には原則行わないこととする。

(2)教職員の「ワークライフバランス」の確立

①働きやすい職場環境の整備

- ・週休日の振替変更簿、勤務時間の割振り変更簿を整備し、その運用についてを校長会等で確実に指示するとともに、適切に運用できるように指導する。
- ・年次休暇や特別休暇の取得促進に努める。
- ・産前休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について、学校と連携して早期の把握に努めるとともに、適切な後補充を図る。

②教員としての充実感の向上

- ・児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教職員のウェルビーイングを高めるため、業務の効率化を推進する。
- ・自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる「風通しのよい職員室」を目指し、働きやすい職場環境を確立するため管理職のマネジメント力の向上を図る。

③柔軟な働き方の推進

- ・教職員に対して「休暇等の案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等を配布、説明することにより、制度の一層の理解を深めるとともに育児休業の取得促進を図る。
- ・フレックスタイム制の周知及び学校の特性を踏まえた留意事項、工夫事例を整理・提示することで、制度の活用を促進する。

④ストレスチェック等の活用推進

- ・教職員のメンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施し、検査結果については個人的にフィードバックをする。また、希望者には、事後指導を行う体制を整える。
- ・時間外在校等時間が長い職員に対する個別面談など、教職員に対して適正な支援ができるよう管理職に向けての研修などの充実を図る。

(3)教職員の心身の健康を意識した働き方の推進

①教職員の健康管理

- ・勤怠管理システムを運用し、教職員の在校時間を客観的に把握する。
- ・1ヶ月の時間外在校時間が月80時間を超えた教職員には、産業医による面接指導等を実施する。
- ・県主催の研修会へ教職員を参加させ、業務改善推進コーディネーターを育成する。

②メンタルヘルスのための職場改善

- ・労働安全衛生管理体制を整備する。
- ・各種ハラスメントの防止等、職場環境を整備する。

(4)保護者や地域の理解と連携の促進

①教職員の働き方改革に対する保護者や地域住民の理解の推進

- ・各学校での電話対応時間等「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域住民の理解を得る。
- ・学校運営協議会制度を生かし、地域住民の学校教育への参画意識を高める。

②「学校閉庁日」の設定

- ・夏期休業中に学校閉庁日を設定し、その趣旨を保護者・地域住民に周知する。

③学校以外が担うべき業務の保護者・地域住民への依頼

- ・登下校時の見守り活動をスクールガードだけでなく、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を依頼する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保については、関係部局・関係機関と連携して取り組む。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、町で導入している出退勤管理システムを活用して把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合

は、当該学校での聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかな改善のため当該学校に対する支援・指導を実施する。

○各学校における働き方改革実現のため各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職対象のマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

○保護者、地域住民の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、滑川町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知するとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。